

第 4 編 特殊災害編

～ 余白ページ ～

第1章 航空機災害対策

【市／県／大隅曾於地区消防組合消防本部／曾於警察署】

市域において、航空機の墜落・炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防対策及び応急対策を定める。

第1節 予防対策

第1 情報の収集・通信手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
「第2編 第1部 第3章 第2節 通信・広報体制の整備」参照

第2 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備
「第2編 第1部 第3章 第1節 防災組織の整備」参照

第3 医療活動体制の整備

「第2編 第1部 第3章 第9節 医療体制の整備」参照

第4 緊急輸送活動の整備

「第2編 第1部 第3章 第7節 輸送体制の整備」「第2編 第1部 第3章 第8節 重要道路の確保体制の整備」参照

第2節 応急対策

第1 広域的な応援体制の整備

「第2編 第2部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

第2 被害情報の報告

航空機事故により事故発生区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 消防活動

航空機災害に係る火災が発生した場合、大隅曾於地区消防組合消防本部、消防団は、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。また、火災が発生した場合、必要に応じ、警戒区域を設定する。災害規模が大きく、当該消防本部だけで対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防本部に応援を求める。

2 救出・救護活動

大隅曾於地区消防組合消防本部は、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する他、状況により、ドクターヘリ及びドクターカーを要請する。市は、県・曾於医師会病院・近隣病院等に救護班を要請し、災害現場に救護所を設置する。負傷者は、応急措置を施した後に、医療機関に搬送する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

曾於警察署は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

第5 避難活動

市及び曾於警察署は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難の指示を伝達し、安全な地域の避難場所を開設し、収容する。

なお、避難指示を行う場合、その対象範囲は、災害地点から一定距離の半径による同心円内等に含まれる地区に設定する。一定距離等については、災害発生時点において、被害規模や風向等を勘案し、消防・警察等関係機関と協議の上決定する。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関、コミュニティFM、広報車、ホームページ、各種SNS（LINE、Twitter、Facebook）、緊急速報メール等により、地域住民や旅客等に対して、必要な広報を行う。

第7 遺体の収容

原則として市が、遺体の安置所、検案場所を設置し、収容する。

第2章 鉄道事故対策

【市／県／大隅曾於地区消防組合消防本部／曾於警察署】

鉄道施設における列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防対策及び応急対策を定める。

第1節 予防対策

第1 情報の収集・通信手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
「第2編 第1部 第3章 第2節 通信・広報体制の整備」参照

第2 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備
「第2編 第1部 第3章 第1節 防災組織の整備」参照

第3 医療活動体制の整備

「第2編 第1部 第3章 第9節 医療体制の整備」参照

第4 緊急輸送活動の整備

「第2編 第1部 第3章 第7節 輸送体制の整備」「第2編 第1部 第3章 第8節 重要道路の確保体制の整備」参照

第5 防災訓練の実施

- 1 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防をはじめとする県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するものとする。
- 2 鉄軌道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- 3 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

第1 広域的な応援体制の整備

「第2編 第2部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

第2 被害情報の報告

鉄道事故を覚知したときは、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 消防活動

大隅曾於地区消防組合消防本部、消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

2 救急・救助活動

大隅曾於地区消防組合消防本部は、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する他、状況により、ドクターヘリ及びドクターカーを要請する。市は、県・曾於医師会病院・近隣病院等に救護班を要請し、災害現場に救護所を設置する。負傷者は、応急措置を施した後に、医療機関に搬送する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

曾於警察署は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

第5 避難活動

市及び曾於警察署は、必要に応じて適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

なお、避難指示を行う場合、その対象範囲は、災害地点から一定距離の半径による同心円内等に含まれる地区に設定する。一定距離等については、災害発生時点において、被害規模や風向等を勘案し、消防・警察等関係機関と協議の上決定する。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関、コミュニティFM、広報車、ホームページ、各種SNS（LINE、Twitter、Facebook）、緊急速報メール等により、地域住民や旅客等に対して、必要な広報を行う。

第7 遺体の収容

原則として市が、遺体の安置所、検案場所を設置し、収容する。

第3章 道路事故対策

【市／県／大隅曾於地区消防組合消防本部／曾於警察署】

道路において、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩壊並びに道路構造物の被災、車両衝突及び火災事故、危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出により多数の死傷者を伴う道路災害が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防対策及び応急対策を定める。

第1節 予防対策

第1 道路施設の整備

1 道路施設の整備

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第2 情報の収集・通信手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2編 第1部 第3章 第2節 通信・広報体制の整備」参照

第2 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

「第2編 第1部 第3章 第1節 防災組織の整備」参照

第3 防災訓練の実施

- 1 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

第1 活動体制の整備

- 1 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

- 2 通信連絡体制

各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えとともに、消防、警察関係機関との連絡を密にする。

第2 広域的な応援体制の整備

「第2編 第2部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

第3 被害情報の報告

大規模な道路災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡するものとする。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

- 1 消防活動

大隅曾於地区消防組合消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

- 2 救出・救護活動

大隅曾於地区消防組合消防本部は、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する他、状況により、ドクターヘリ及びドクターカーを要請する。市は、県・曾於医師会病院・近隣病院等に救護班を要請し、災害現場に救護所を設置する。負傷者は、応急措置を施した後に、医療機関に搬送する。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

（「第2編 第2部 第2章 第9節 交通確保・規制」「第2編 第2部 第2章 第10節 輸送手段の確保」参照）

第6 避難活動

市及び曽於警察署は、必要に応じて適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

なお、避難指示を行う場合、その対象範囲は、災害地点から一定距離の半径による同心円内等に含まれる地区に設定する。一定距離等については、災害発生時点において、被害規模や風向等を勘案し、消防・警察等関係機関と協議の上決定する。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関、ホームページ、コミュニティFM、広報車、各種 SNS（LINE、Twitter、Facebook）、緊急速報メール等により、地域住民や旅客等に対して、必要な広報を行う。

第8 遺体の収容

原則として市が、遺体の安置所、検案場所を設置し、収容する。

第9 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

第4章 危険物等災害対策

【市／県／大隅曾於地区消防組合消防本部／曾於警察署】

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

第1 危険物等災害の防止

1 危険物の災害防止

(1) 危険物災害の防止対策の実施状況

① 危険物施設等の保安監督・指導

大隅曾於地区消防組合消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

大隅曾於地区消防組合消防本部は、危険物による災害防止のため、消防法に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

① 立入検査等の実施

ア 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

イ 危険物の施設の定期的保安検査を実施する。

ウ 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

② 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

③ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

④ 事業所における保安教育等の実施

③による講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

⑤ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

2 高圧ガス施設の災害防止

高圧ガスによる災害防止のため、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

(1) 立入検査等の実施

- ① 高圧ガス製造施設、貯蔵所の完成時における完成検査を実施する。
- ② 高圧ガス製造、販売、貯蔵、消費場所及び容器検査所の立入検査を実施する。
- ③ 高圧ガスの移動中の事故防止を図るため、防災工具整備の指導及び路上取締りを実施する。
- ④ 高圧ガス製造施設の定期保安検査受検届出を受理する。

(2) 定期自主検査の指導

高圧ガス製造者等に対し、法の規定に基づく定期自主検査の実施を指導する。

(3) 講習会等による関係法規の周知徹底

関係法規の遵守について、製造者、販売業者等に対する講習会・研修会において指導するとともに、高圧ガス関係団体を通じて関係者へ周知徹底を図る。

(4) 事業所における保安教育等の実施

(3)によるほか、製造者が危害予防規程を制定し、保安教育計画の作成及びそれに基づき従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、販売業者、高圧ガス貯蔵所所有者等に従業員に対する保安教育の徹底を図るよう指導する。

(5) 消費者保安対策

液化石油ガスの消費先での事故防止を図るため、自動ガス遮断装置等安全器具の設置を促進するとともに、消費者啓発に努める。

3 火薬類等の災害防止

火薬類等による災害防止のため、火薬類取締法等に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

(1) 立入検査等の実施

- ① 火薬類製造施設の完成検査及び保安検査並びに定期的な立入検査を実施する。
- ② 火薬庫の完成検査及び定期的な立入検査を実施する。
- ③ 火薬類の消費現場に対する立入検査を実施する。

(2) 定期的自主検査の指導

火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者等に対し、製造施設又は火薬庫の自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導する。

(3) 講習会等による関係法規の周知徹底

関係保安法規の遵守について、火薬類の製造業者などに対する各種保安教育講習会を開催し、法規及び保安対策の周知徹底を図る。特に、吸湿、不発、半爆等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類、又は著しく安定度の異常を呈した火薬類の廃棄について指導する。

(4) 取扱者の教育

(3)によるほか、火薬類の製造業者、販売業者及び火薬類消費者等が、自ら行う保安教育の実施を指導する。

4 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。
- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。
- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

5 毒物劇物災害の防止

毒物劇物等による危害を防止するため、毒物及び劇物取締法等に基づき、次のような予防措置を講ずる。

(1) 立入検査等の実施

毒物劇物営業者等に立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵庫等の取扱施設が法で定める構造設備基準に適合しているかを指導する。

(2) 講習会等による関係法規の周知徹底

毒物劇物営業者等に対する講習会を開催し、毒物及び劇物取締法令及び保安対策の周知徹底を図る。

特に、取扱い施設の保管管理、運搬の方法、廃棄の方法、事故の際の措置について徹底させる。

(3) 自主検査

毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法に基づく貯蔵の基準、運搬の技術上の基準、廃棄の基準に適合するよう自主検査の実施を指導する。

第2 情報の収集・通信手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
「第2編 第1部 第3章 第2節 通信・広報体制の整備」参照

第3 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

「第2編 第1部 第3章 第1節 防災組織の整備」参照

第4 救助・救急、医療及び消火活動の整備

- 1 救助・救急活動の整備
「第2編 第1部 第3章 第6節 救助・救急体制の整備」参照
- 2 医療活動の整備

「第2編 第1部 第3章 第9節 医療体制の整備」参照

3 消火活動の整備

「第2編 第1部 第3章 第4節 消防体制の整備」参照

第4 緊急輸送活動の整備

「第2編 第1部 第3章 第7節 輸送体制の整備」「第2編 第1部 第3章 第8節 重要道路の確保体制の整備」参照

第5 避難活動の整備

「第2編 第1部 第3章 第5節 避難体制の整備」参照

第6 防災訓練の実施

- 1 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

第1 危険物等の対策

1 石油の保安対策

危険施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
- ③ 施設内の警戒を厳重にする。
- ④ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

- ① 消防機関及びその他の関係機関への通報
- ② 消防設備（(1)の②）を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- ④ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
- ⑤ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に押さえるように努める。

2 高圧ガスの保安対策

施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 災害事故の急報及び現場措置

① 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

② 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

ア 初期消火、漏洩閉止等の作業

イ 付近住民への通報

ウ 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）

エ その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

③ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

(2) 通報の内容

通報するときの内容は次のとおりである。

① 事故発生の場所・日時

② 現場（通報時の実情ととっている措置）

③ 被害の状況

④ 原因となったガス名

⑤ 応援の要請、その他必要事項

3 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

(3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

(1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。

(3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

5 毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱い施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

第2 活動体制の確立

「第2編 第2部 第1章 第1節 応急活動体制の確立」参照

第3 広域的な応援体制の整備

「第2編 第2部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

第4 被害情報の報告

当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第5 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急・捜索活動

「第2編 第2部 第2章 第7節 救助・救急・捜索」参照

2 医療活動

「第2編 第2部 第2章 第11節 医療救護」参照

3 消火活動

「第2編 第2部 第2章 第6節 消防活動」参照

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第2編 第2部 第2章 第9節 交通確保・規制」「第2編 第2部 第2章 第10節 輸送手段の確保」参照

第7 避難活動

1 避難誘導の実施

「第2編 第2部 第2章 第8節 避難の指示、誘導」参照

なお、避難指示を行う場合、その対象範囲は、災害地点から一定距離の半径による同心円内等に含まれる地区に設定する。一定距離等については、災害発生時点において、被害規模や風向等を勘案し、消防・警察等関係機関と協議の上決定する。

2 避難所

「第2編 第2部 第3章 第1節 避難所の運営」参照

3 避難行動要支援者への配慮

「第2編 第2部 第2章 第12節 避難行動要支援者の安全確保」参照

第8 被災者等への的確な情報伝達活動

「第2編 第2部 第2章 第3節 広報」参照

第5章 林野火災対策

【市／県／大隅曾於地区消防組合消防本部／曾於警察署】

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

第1 広報活動の充実

森林所有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林利用者等を対象に広報活動を実施することとし、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

第2 予防体制の強化

乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行うものとする。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講じる。

第3 防災組織の育成

森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

第4 予防施設、防災資機材の整備

林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努めるものとする。

第5 情報の収集・通信手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2編 第1部 第3章 第2節 通信・広報体制の整備」参照

第6 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

「第2編 第1部 第3章 第1節 防災組織の整備」参照

第7 緊急輸送活動の整備

「第2編 第1部 第3章 第7節 輸送体制の整備」「第2編 第1部 第3章 第8節 重要道路の確保体制の整備」参照

第8 避難活動の整備

「第2編 第1部 第3章 第5節 避難体制の整備」参照

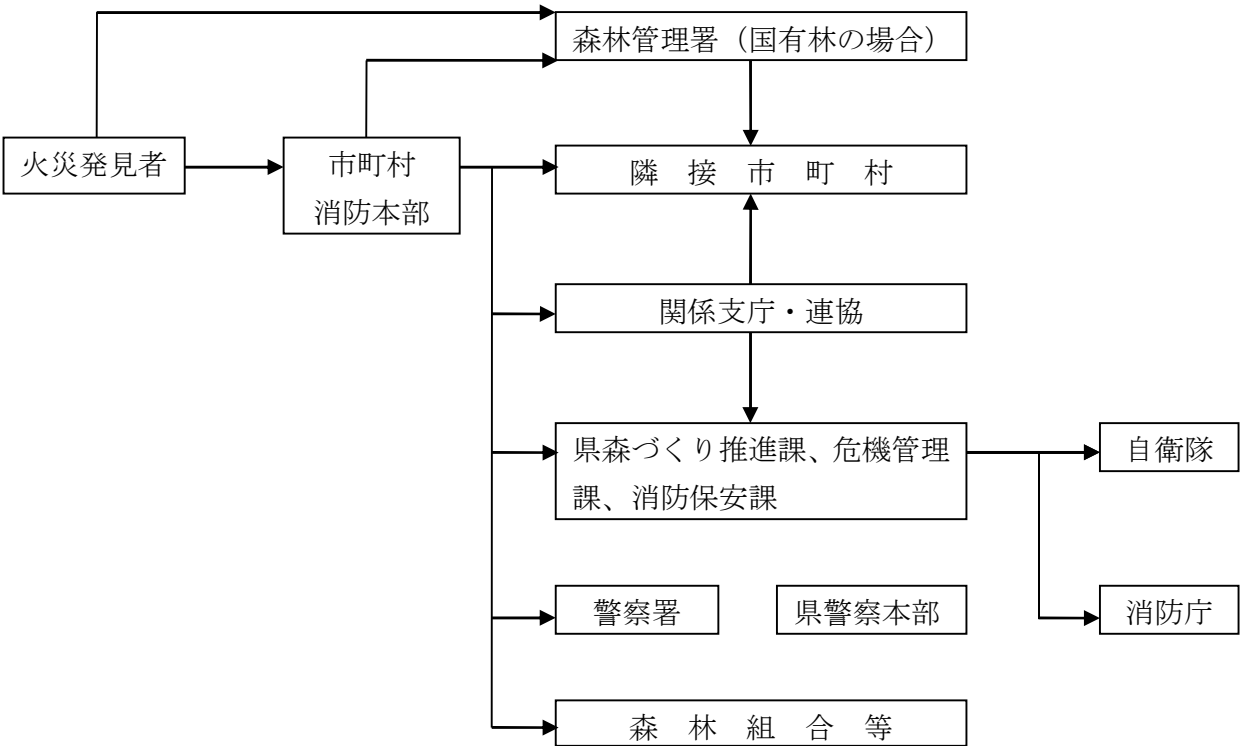
第9 防災訓練の実施

- 1 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

第1 活動体制の確立

- 1 現場指揮本部等の設置
火災通報を受けた市町村等は、消防長を最高指揮者とした現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよに当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。
- 2 通信連絡体制
市町村は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町村、関係機関等に通報する。



- 3 災害情報の収集・連絡体制の整備
「第2編 第2部 第2章 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達」参照

第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
各森林管理署	(1) 国有林に係る火災対策の総括的な業務 (2) 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 (3) 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4) 国有林内への立入り制限、火の使用制限等 (5) 国有林に係る火災関係情報の広報
大隅曾於地区消防組合消防本部	(1) 火災対策の総括的な業務、指揮 (2) 救難及び捜索、消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立入り制限、火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 広域応援要請及び応援部隊への情報提供と統括指揮
市	(1) 避難所の設置及び運営
第十管区海上保安本部	(1) 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2) 救護班の緊急輸送
西部方面航空隊	(1) ヘリによる空中消火
陸上自衛隊第12普通科連隊	(1) 災害状況等情報の収集、通報 (2) 救難及び捜索、消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第1航空群	(1) 災害状況等情報の収集、通報 (2) 避難及び捜索、消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の海上輸送
鹿児島県	(1) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 消防・防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	(1) 負傷者の収容並びに手当

第3 広域的な応援体制の整備

「第2編 第2部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

第4 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急・捜索活動

「第2編 第2部 第2章 第7節 救助・救急・捜索」参照

2 医療活動

「第2編 第2部 第2章 第11節 医療救護」参照

3 消火活動

「第2編 第2部 第2章 第6節 消防活動」参照

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第2編 第2部 第2章 第9節 交通確保・規制」「第2編 第2部 第2章 第10節 輸送手段の確保」参照

第6 避難活動

1 避難誘導の実施

「第2編 第2部 第2章 第8節 避難の指示、誘導」参照

なお、避難指示を行う場合、その対象範囲は、災害地点から一定距離の半径による同心円内等に含まれる地区に設定する。一定距離等については、災害発生時点において、被害規模や風向等を勘案し、消防・警察等関係機関と協議の上決定する。

2 避難所

「第2編 第2部 第3章 第1節 避難所の開設・運営」参照

3 避難行動要支援者への配慮

「第2編 第2部 第2章 第12節 避難行動要支援者の安全確保」参照

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

「第2編 第2部 第2章 第3節 広報」参照

第8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

1 それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

2 林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第6章 原子力災害対策

【市／県／大隅曾於地区消防組合消防本部／曾於警察署】

川内原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の運転等（原子炉の運転、貯蔵、発電所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大した場合、本市が避難者を受け入れる際の対策をとりまとめる。

第1 応急活動情報の入手

本市は、県が九州電力及び国からの通報・連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等について、随時連絡を受けるものとし、連絡を密にしながら、情報を入手するものとする。

なお、情報収集手段として、県が整備する原子力災害時住民避難支援・円滑化システムのうち、「原子力防災アプリ」を積極的に活用する。

第2 避難者の受け入れ

1 交通誘導に係る協力

避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、本市が受け入れる避難者について、主要な避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

2 収容施設の供与等に係る協力

本市は、迅速な避難を実施するため、施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう県から指示があった場合は協力するものとする。

避難にあたっては、あらかじめ定めてある避難計画に基づく避難所に避難するものとするが、避難所の変更が必要な場合は、県から別途指示があるものとする。

第3 住民への周知

本市は、報道機関、ホームページ、コミュニティFM、広報車、各種SNS（LINE、Twitter、Facebook）、緊急速報メール等を利用し、薩摩川内市からの避難住民の受入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に周知する。

第4 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

避難所の開設等避難住民の受入業務については、薩摩川内市又は県からの受入要請を踏まえて、必要な協力を積極的に行うものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。

なお、本市に避難する予定の薩摩川内市は、避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣し、できるだけ早期に受入市町村から避難所の運営の移管を完了することとなっている。移管後も、事態が落ち着くまでは、薩摩川内市を支援する。

2 避難者情報の早期把握

本市は、県及び薩摩川内市と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

3 避難所の生活環境整備

本市は、県及び薩摩川内市と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

4 長期的な運用が必要な場合の措置

学校施設等については授業の再開に影響がないよう、施設の使用場所について、薩摩川内市と十分協議するものとする。

第5 要配慮者への配慮

本市は、県、薩摩川内市、その他多様な主体と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

第7章 火山災害対策

【市／県／大隅曾於地区消防組合消防本部／曾於警察署】

本市は、桜島の南岳から約19km（昭和火口から約18.6km）東、霧島山の御鉢から約9km（新燃岳から約12km、硫黄山から約16km）南の位置にあり、日本有数の活火山に囲まれた地域となっている。それらの火山が噴火した場合、火砕流や噴石などの直接的な被害はあまり想定されていないが、噴火に伴う降灰が想定され、仮に桜島が大正大噴火級の噴火をした場合、本市においても、最大で50cm以上の降灰が積もることが想定されている。そこで、噴火以前に対処すべき事項、降灰した場合に行うべき対策、噴火終息後の復旧復興の方策に分けて取りまとめる。

第1節 予防対策

【実施責任者：保健課、土木課、農政課、耕地林務課、畜産課、商工観光課】

1 健康被害

降灰による健康被害は、目・耳・鼻・呼吸器・皮膚及びアレルギー反応等、広範囲に影響を及ぼし、場合によっては死に至ることもある。このため、多量の降灰に際し、個人・家族を守るため、予め、眼鏡、ゴーグル、防塵マスク、帽子、点眼薬・炎症防止用塗布薬等の医薬品、換気扇・エアコン・掃除機・暖房危機等のフィルター、箒・モップ・バケツ・散水ホース等の清掃用具等を用意、備蓄するとともに、特に喘息、気管支炎等の慢性肺疾患、心臓疾患を持っている患者は、医師による事前の対策や準備を充分に行うことが極めて重要である。

2 道路及び宅地

- (1) 市は、多量の降灰に対し、大隅河川国道事務所、鹿児島市、ふるさと協議会等との協定化、事前協議により、路面清掃車（ロードスweeper）、散水車、建設機械等を迅速に手配できるよう準備する。
- (2) 市民は、敷地内及び住宅前の歩道、側溝等に降った灰を、市が指定した仮集積場に捨てられるよう丈夫なビニール・ナイロン袋を用意する。

3 農業用施設

- (1) 園芸用ハウスについては、ポリカーボネイト製の強度の高いものに随時変えていくとともに、ビニールハウスについては事前に補強材を用意して、降灰情報に基づき補強する。
- (2) 水路は、努めて暗渠又はパイプ化して降灰の影響を排除するとともに、沈殿枳を付けて火山灰や泥等の河川への流出を防止する。

4 家畜施設

降灰が堆積しにくく、壁面や出入り口を密閉できるような畜舎の構造とするとともに、努めて大型飲料用タンクを設置して、停電や大量の降灰に対処できるよう推奨する。

5 商業・観光施設

施設の利用客に対し、降灰による危害を及ぼすおそれのある屋根、道路等の危険箇所を事前に見積もり、表示できるよう安全に配慮するとともに、降灰の一時集積所を独自で確保、計画する。可能であれば、利用客が急な降灰で健康に被害等を及ぼさないよう、傘・帽子・代用ビニール等を貸し出しできるよう計画する。

第2節 応急対策

【実施責任者：総務課、保健課、土木課、農政課、耕地林務課、畜産課、商工観光課】

1 情報の収集、通報、伝達

住民等からの所在地の降灰等の情報に関しては、関係機関への連絡を行うとともに、市民に対しても県及び当該火山隣接市町村からの噴火、購買等の情報をコミュニティFM等を通じて行い、その安寧を図る。

(1) 通報先関係機関

関係機関名	住所	連絡先
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9916
県危機管理課	〃 鴨池新町10-1	〃 -286-2256
大隅地域連絡協議会 (大隅地域振興局)	鹿屋市打馬2丁目16-6	0994-43-3121
鹿児島市危機管理課	鹿児島市山下町11-11	099-216-1213
県警察本部	〃 鴨池新町10-1	〃 -206-0110
第十管区海上保安本部	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9801

(2) 住民情報の把握項目

- ① 地震、噴火による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- ② 噴火後における噴石・降灰等の状況
- ③ 避難経路の状況

2 避難指示等の発令

市長は、降灰等による家屋の倒壊、道路の遮断による集落の孤立、土石流のおそれ等が生起すると予想される場合に、県と協議して域外への避難を指示する。

3 広域被害への対応

対象噴火級の大噴火が発生した場合、大量の降灰、大規模な土石流、地震等による広域にわたる被害が発生するおそれがある。

市は、各種被害の軽減やインフラ機能の回復を図るため、災害時応援協定を活用するなど、国

や他の地方公共団体、関係機関と連携した対策の実施に努める。

(1) 降灰対策

噴火に伴い火山灰が広範囲に堆積し、交通、ライフライン、農林水産業等に大きな被害が発生するおそれがあるため、市は、降灰の収集・処分体制を確立する。

(2) 降灰後の土石流対策

降灰量が多い地域では、その後、数年間にわたって土石流の発生が増加する。

市は、一般対策に準じる他、以下のとおり対応する。

① 降灰の状況に応じ、県や気象台等の助言を参考に、大雨による避難指示等発令の暫定運用基準の検討を行い、指示等を実施する。

② 気象台が発表する「災害時支援資料」や独自に収集した情報を基に、適切に避難指示等の発令を行う。

4 健康被害への対応

ゴーグルやマスク等で直接降灰を防ぐ他、帰宅時は、シャワー、洗顔で灰を落とすとともに、目や呼吸器等の器官を洗浄し健康への被害を防止する。また、出入り口や窓等の隙間を塞ぐとともに、換気扇やエアコン等のフィルターを常に清潔に保つよう努める。

5 道路及び宅地への対応

土木課、耕地林務課は、協定を締結又は事前協議した団体等に依頼して、緊急輸送道路等を優先した降灰の除去を行う他、降灰による交通事故の発生を防止するため、コミュニティFMを通じて市民に速度抑制や安全意識の高揚を呼び掛ける。又、状況により市民環境課は、降灰袋を用意するとともに、降灰の仮集積場を早急に市民に広報する。

6 農林畜産物への対応

大正噴火級の噴火が発生した場合、農作物や家畜への甚大な被害が予想されるため、市は、応急、事後の各段階において、県及び関係機関と連携し必要な措置を行う。

(1) 応急対策

① 農作物応急対策

ア 種苗確保

a 災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、農業協同組合などに必要な種苗を要請するとともに、県に報告するものとする。

b 市長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめ、管内で確保できないものについては、上部機関の県経済農業協同組合連合会等に種苗の購買を発注して必要量の確保に努めるものとする。

イ 病虫害防除対策

a 緊急防除対策の確立

災害により病虫害が発生し又はその恐れがあるときは、病虫害緊急防除対策を樹立する。

b 緊急防除指導班の編成

特に必要と認めたときは、緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

る。なお、広域にわたって病虫害の発生が見られるときは、空中防除散布等を考慮する。

c 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要性を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会等関係機関に対し、手持ち農薬の緊急供給を依頼するものとする。

② 家畜応急対策

ア 家畜の防疫

家畜の伝染病に対処するため、被災地の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健所）及び獣医師会の協力を得て、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして市に届出を行わせるとともに家畜防疫員の指示により処理するものとする。

イ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行うものとする。

(2) 事後対策

災害の発生により、農産物に甚大な被害を及ぼしたときは、直ちに事後対策を講じ、就農者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行うものとする。

第3節 復旧・復興対策

1 復旧・復興の基本方向の決定

市は、被災の状況、火山周辺の地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強い町づくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧復興の基本的方向を定めるものとする。この場合次の2ケースについて基本的方向を定めておくものとする。

- (1) 被害が比較的軽い場合の基本的方向
- (2) 被害が甚大な場合の基本的方向

2 原状復旧の進め方

(1) 復旧に当たっての基本方針

被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努める。

(2) 復旧事業の基本方針

次の4つの分野に区分し、復旧事業を推進していく。

- ① 公共土木施設
- ② ライフライン施設等
- ③ 降灰対策
- ④ 瓦礫の処理

(3) 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、被害の都度検討作成するものとする。